

令和2年神審第27号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年11月23日12時16分

大阪湾南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 2.6トン  
登 録 長 9.03メートル 2.85メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関  
出 力 169キロワット 4キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体の船尾寄りに操舵室を配した、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客8人及び船員2人のFRP製小型兼用船で、操舵室前部の右舷寄りに舵輪、その左舷側にGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和元年11月23日06時00分大阪府深日港を発し、大阪湾南部の釣り場に向かった。

a受審人は、06時45分釣り場に着いて遊漁を行かせた後、11時45分同釣り場を発進して帰途に就き、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、12時09分半少し前大阪府泉南郡岬町所在の四等三角点小島（以下「小島三角点」という。）から289.5度（真方位、以下同じ。）1,760メートルの地点で、針路を072度に定め、折からの潮流により右方に1度圧流され、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、12時11分半少し過ぎ正船首約1,000メートルのところBを初めて視認し、12時14分少し前小島三角点から327.5度1,090メートルの地点に達したとき、Bが正船首500メートルのところとなり、その後同船に衝突のおそれがある態勢で接近したが、船首方を一べつしてBを見掛けなかったことからBが移動したものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかったので、

このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、12時16分僅か前船首至近にBを認め、右舵一杯をとったものの、及ばず、12時16分小島三角点から356度1,080メートルの地点において、Aは、117度を向いたとき、原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から18度の角度で衝突し、乗り切った。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期で、付近には流向090度及び流速0.5ノットの潮流があった。

また、Bは、小型船舶としての登録が対象外の船外機を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、航海計器を装備せず、b受審人が1人で乗り組み、家族1人を同乗させ、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、釣りの目的で、船首0.15メートル船尾0.20メートルの喫水をもって、同日07時15分大阪府淡輪港のマリーナを発し、同港北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、釣り場に到着して釣りを行った後、10時00分大阪府明神埼北方沖合の釣り場に移動し、潮上りを繰り返しながら釣りをを行い、12時06分小島三角点から348度1,100メートルの地点で、潮上りを終えて船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、折からの潮流により090度の方向に0.5ノットの速力で圧流され、同乗者が船首部でクーラーボックス、自身が船尾部で小物入れにそれぞれ腰掛け、いずれも左舷方を向いて釣りを続けた。

b受審人は、12時10分西南西方から自船付近に向けて東行するAを初めて視認し、その動静を監視していたところ、12時14分少し前小島三角点から354.5度1,080メートルの地点に達し、船首が315度を向いていたとき、Aが左舷船首63度500メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがあ

る態勢で避航の気配を見せずに接近することを認めたが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思ひ、避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りを続けながら漂泊中、12時16分少し前至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、立ち上がって同船に向けて船内に装備していたオールを振ったものの、効なく、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部船底外板に修理不要の擦過傷、Bは、左舷船首部船縁に擦過傷等をそれぞれ生じた。また、b受審人が頸椎捻挫及び腰部捻挫並びにB同乗者が右背部打撲及び腰部捻挫をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、大阪湾南部において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として定められた海上交通安全法が適用されない海域であるので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大阪湾南部において、深日港に向けて航行中のAが、動静監視不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生し

たが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、大阪湾南部において、深日港に向けて航行中、前路に漂泊中のBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、船首方を一べつしてBを見掛けなかったことからBが移動したものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Bに衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びB同乗者をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、大阪湾南部において、釣りをを行いながら漂泊中、衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近するAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させるとともに自身も負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年1月20日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明